

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十八号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、入居決定者について特別の事情があると認められる場合は、連帯保証人を定めないこと及び誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第十四条第一項及び第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十七条第三項中「入居者の収入」の下に「の額」を加え、同項ただし書中「による」の下に「報告の」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項の規定に」を「前二項の規定に」に改め、「収入」の下に「の額」を加え、「基づき前項」を「基づき第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、入居者（法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が次条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、次条第二項の規定により認定した当該入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第十八条第二項中「申告」の下に「又は前条第四項の入居者が前項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められた場合において規則で定める方法により把握した収入」を加え、同条第四項第二号中「による」の下に「報告の」を加える。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の承認を受けようとする者は、連帯保証人一人を定め、その者と連署した誓約

書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、第一項の承認を受けようとする者について特別の事情があると認める場合は、連帯保証人を定めないこと及び誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 第十四条の規定は、第二項の連帯保証人について準用する。

第二十八条第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、第十七条第四項の入居者が前項の規定に該当する場合において第十八条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第十七条第四項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、第十八条第二項の規定により認定した当該入居者の収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十条第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、「第二十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二十六条第一項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十三条中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十七条第六項（第二十八条第二項）」を「第十七条第七項（第二十八条第三項）」に改める。

第三十六条及び第三十七条中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第四十三条中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第四十六条中「第四十八条」を「第四十八条の二」に改める。

第四十七条中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十七条第六項（第二十八条第二項）」を「第十七条第七項（第二十八条第三項）」に改める。

第五十三条第三項の表第三十三条の項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に

改め、「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十七条第六項（第二十八条第二項）」を「第十七条第七項（第二十八条第三項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。